

原告側「ネコ実験」で鋭く追及

水俣病裁判 初の証人尋問

台帳、反論書に食違い

西田元 工場長 “発症の事実知らぬ”と答弁

熊地裁

「三七四号ネコは病弱して下殺しているのに、会社が発表した反論書では病弱せず衰弱死として会社側に有利に変えたのはなぜか」「私は知らなかった」「三七四号の結果を書き換え、四〇〇号を隠したことで、その後何人もの命が失われた責任をどうするのか」「私の不徳のするところだ」——元チッソ工場長 西田元氏（東京都杉並区善福寺）が、現チッソ監査役を迎えた水俣病裁判初の証人尋問（第九回）答弁録）は四日午前十時二十五分から熊本地裁民事三部審議次郎裁判長（傍聴）で開かれ、原告側は三十四年七月から十月にかけて行なわれたネコ実験を中心に西田証人を鋭く追及した。

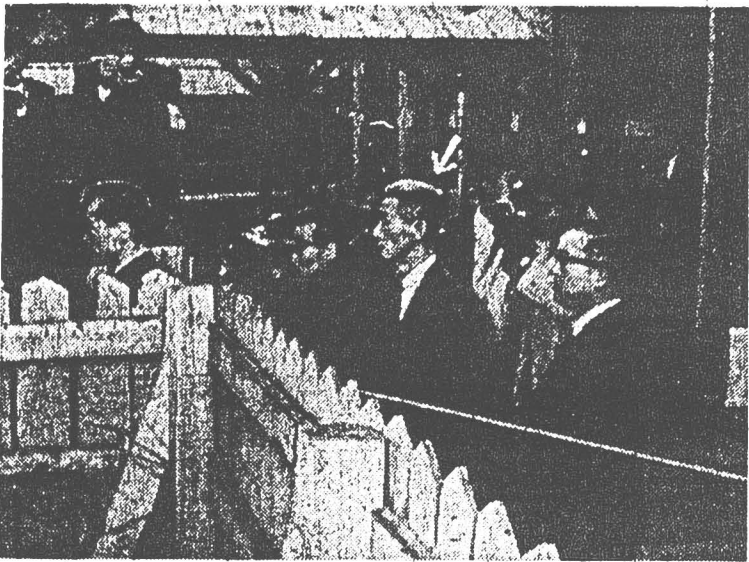
とくに、熊本大学が三十四年七月に出した反論書「水俣病原因物質として『有機水銀』」に対する見解を、同年十月会社側が出した「第一」の中のネコ実験データと、実

際に工場が行なったネコ実験結果の食い違いを追及した。

開廷後、裁判長の人定質問（証人について質し、これに対して西田証人について、原告側の主張に移った。午前中は西田氏が工場長のため三十二年一月から三十五年二月後半から社長の了解を得て付

西田と技術部が一体となつて行なつたネコ実験の機密責任者は工場長で、実験経過についてはいろいろ報告は受けてはなかったが、三十三年中で、三十四年の夏、三十四年十月までとめて報告を受けた」と答えた。

午後に入つて原告弁護団は三十四年十月会社側が出した反論書「水俣病原因物質としての『有機水銀』」に対する見解を、証拠として提出した。この反論書の結論として「工場排水を直接動物（ネコ）に



入廷する西田証人（矢印）

▽374号ネコ…34年6月18日から9月28日の間百回排水10ccを食物にかけて反応をみた実験。実験日報では「9月28日発病、後シマヒ、写真撮影、ト殺解剖」となっているが、反論書では「9月18日衰弱死した。発症はしていない」となっている。

▽400号ネコ…7月21日から10月24日までアセトアルデヒド工場排水20ccを食物にかけて反応をみた実験。10月7日発症、21日に水俣湾産の黒貝を食べて発症したネコと同じ症状を確認、10月24日ト殺・解剖した。

▽398号ネコ…7月21日から塩化ビニール工場排水20ccを食物にかけて反応をみた。反論書の書かれた10月25日まで生存した。

授与したのでは水俣病を発症せしめ得ない」の根拠となつた十一匹のネコ実験のうち百回排水を授与した三七四号ネコをとりあげ、会社側が証拠として提出した実験メモ（いわゆるネコ台帳）では、「第1、ト殺、後肢（シ）マヒ」していることになっているのに、反論書では「衰弱死、発症せず」となっている矛盾を追及、「会社側に有利なように故意に書き換えていたのではないか」と詰め寄った。

「たのではないか」と詰め寄った。これに対して西田証人は「研究班員にまかせていたのでそれを信じていた。自分は知らない」と答えた。またアセトアルデヒド工場の排水を授与して水俣病症状を発症したネコとして知られるネコ四〇〇号台帳をとりあげ、「反論書には三十四年十月二十五日現在発症していない三九八号を掲げながら、十月七日発症したネコ四〇〇号を載せなかったのはなぜか」と追及した。これに対しても西田証人は「四〇〇号実験は当時は知らなかった。これを見解に載せなかったのは私の不徳」と証言した。

尋問にさいして、西田証人は肝心の点になると「知らない」「記憶がない」と答えたため、傍聴席からしきりにヤジがとび、法廷内は騒然となった。とくに三七四号、四〇〇号問題についても「知らなかった」を繰り返したため、「白々しいウソを言ふな」「まじめに答えなさい」と原告の患者たちや弁護団までがいきり立っていた。

会社側の過失 かなり立証か

解説

水俣病裁判の証人
第一号は元工場長。

としては変則的で尋問のやり方もむずかしい証人だったが、ネコ台帳と反論書の矛盾をつくことでかなりの成果を取めた。尋問では工場側の「ウソ」までつきとめることはできなかったが、尋問の結果、三十四年当時会社側が水俣病原因をどの程度知っていたがかなり浮き彫りにされ、原告に有利な心証を得たことは間違いない。今後に控えている当時技術部長であった徳江敏彦などの尋問で、この矛盾はさらに明らかになるものとみられ、原告の主張する「三十四年十月当時、会社側はアセトアルデヒド工場排水が原因であることを知りながら排水を流し続けており、これは故意に近い過失である」という点はかなりの部分立証されたとみてよからう。このことは同年末締結されたいわゆる見舞い金契約が無効かどうかの判定にも大きく影響しそうだ。

しかし、たとえネコ実験で三十四年十月以降の過失は立証できても、それ以前に会社が危険を知りながら排水を水俣湾に流し続けたという点になるとさらに立証はむずかしく、原告側にとってこの日はやつと最初の外堀を埋めたというところだろう。

四日の尋問で強く感じられたのは、被告会社側の立場に立つ証人を原告側の原告が尋問することのむずかしさだ。原告側は細川証言をもとにかなり突っ込んだ質問をしたのだが「記憶がない」と逃げられてしまった。心証としては原告側に有利な面はあるとしてもネコ実験についても今後被告側の反対尋問で一部くつがえりはないかという不安があるわけで、公審裁判の立証のむずかしさをまざまざと見せつけられた思いだった。

（橋元）